

答 申

第 1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成18年12月26日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「高等学校の必修逃れに係る処分内容が判る文書（被処分者の名前、処分名、理由）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- (1) 平成19年2月7日、実施機関は、平成18年12月25日に開催された実施機関の会議に提出された「職員の懲戒処分に関する件」と題する文書（以下「本件文書」という。）を本件開示請求に係る対象公文書として特定した上、被処分者（一部の者を除く。）の氏名、職名等特定の個人を識別することができる部分については条例第7条第2号に、処分理由については条例第7条第2号及び第6号に該当することを理由に非開示とし、その他の部分を開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (2) 平成19年2月16日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 平成19年3月1日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第 3 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立書において、異議申立人が主張している本件異議申立ての趣旨及び理由は、概ね別紙1のとおりである。

第 4 実施機関の説明

実施機関が非開示理由説明書及び本審査会での意見陳述において説明している非開示理由は、概ね別紙2のとおりである。

第 5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、一部の県立高等学校において、学習指導要領に定める基準を満たさない不適切な教育課程が編成され、実施されたこと（以下「未履修問題」と

いう。)について、平成18年12月25日に実施機関が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項の規定により、関係職員に対して行った懲戒(戒告)処分に関し、その処分内容を決定するために作成された文書である。

本審査会において、実施機関から本件文書の写しの提出を受け、内容を確認したところ、本件文書は次に掲げる3つの部分に分けることができ、その具体的な記載項目は、それぞれ概ね次のとおりである。

- (1) 本件文書の1ページ 議案番号、文書の表題、未履修問題に係る懲戒(戒告)処分を行う理由、処分日及び根拠法令等を記載
- (2) 本件文書の2及び3ページ 懲戒(戒告)処分を受けた6名の教職員に係る職名、氏名、身分、処分内容及び処分理由を記載
- (3) 本件文書の4ないし15ページ 未履修問題に関し、平成18年12月25日に富山県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が行った処分(地方公務員法上の懲戒処分に当たらない監督上の措置である訓告又は注意)を受けた53名及び他部局に出向した先の任命権者に処分を要請した職員1名、計54名の教職員に係る職名、氏名、身分、処分内容及び処分理由等を記載

2 本件対象文書の非開示情報該当性について

本件処分における非開示部分(以下「本件非開示部分」という。)は、被処分者(一部の者を除く。)に係る氏名、職名(ただし、高等学校の校長又は教頭については、校長又は教頭という職位を表記する部分を除く。)、出向者に係る当時の職名(在職年度を含む。)、現在の職名及び出向先の所属長の職名並びに処分理由であり、実施機関は、これらが条例第7条第2号又は同条第6号に該当すると説明している。

以下、本件非開示部分がこれらに該当するかどうか、順次検討する。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)該当性について

条例第7条第2号には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定されている。

ア 条例第7条第2号本文該当性

本件非開示部分のうち、氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白であり、所属(職名に含まれる所属を表記する部分)、在職年度及び出向先の所属長の職名については、それだけでは個人が識別される情報ではないが、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、職名については、通常同じ職を有する教職員が多数存在することから、一般には個人が識別される情報ではないが、本件非開示部分に係るものについては、1人若しくはごく少数の者しか存在しないものであったため、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、処分理由については、非違行為時における被処分者の職名及び当該職に在職し

た年度を含む非違行為等の内容が一体的なものとして記載されており、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号本文の規定に該当するものと認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書ア該当性

(ア) 処分の公表

実施機関及び教育長は、平成18年12月25日に未履修問題に関し、関係職員の処分(地方公務員法上の懲戒処分に当たらない監督上の措置を含む。)を行うとともに、同日、実施機関は、その概要について公表していることが認められる。

本審査会において、実施機関が公表した内容について確認したところ、処分の考え方(処分対象及び処分内容)、処分者数及び処分日等が公表されているが、本件非開示部分に当たる被処分者(一部の者を除く。)に係る氏名、職名(ただし、高等学校の校長又は教頭については、校長又は教頭という職位を表記する部分を除く。)、出向者に係る当時の職名(在職年度を含む。)、現在の職名及び出向先の所属長の職名並びに処分理由は公表されていないことが認められる。

(イ) 本件非開示部分の条例第7条第2号ただし書ア該当性

条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、非開示情報とはしない旨規定している。

実施機関は、当該公表内容と他の情報(職員録等)とを照合することにより、個人を識別することができる被処分者に係る氏名及び職名は同号ただし書アに該当するとし、開示している。

実施機関が氏名及び職名を開示した者以外の被処分者に係る本件非開示部分については、上記(ア)のとおり実施機関において公表されている事実はないことから、同号ただし書アに該当するものとは認められない。

ウ 条例第7条第2号ただし書イ該当性

条例第7条第2号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報については、非開示情報とはしない旨規定しているが、本件非開示情報がこれに当たるものとは認められない。

エ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

条例第7条第2号ただし書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、非開示情報とはしない旨規定している。

一般に、人事管理上作成される公務員の懲戒処分等に関する公文書に記録されている当該被処分者の氏名等は、公務に関する情報ではあるが、個人の資質、名誉等に係る当該公務員固有の情報ともいうべきものであって、本人がこれを他人に知られたくないと望むことは正当であると認められる。

この点に関し、本件非開示情報は、公務員の職務遂行過程における行為を処分原因としているが、これは被処分者にとっては、身分上の取扱いという私事に関する情報であり、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものであるから、ここにいう職務の遂行に係る情報をいうにとどまらず、私事に関する情報の面を含むものといえることができる。このように、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合は、職務の遂行に係る情報といえども個人情報として非開示情報に該当するものというべきである。この趣旨は、判例（平成15年11月21日最高裁判所平成12年（行ヒ）第334号）及び本審査会答申（平成19年7月20日付け答申第13号）においても示されているところである。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号ただし書ウの規定に該当しない。

(2) 条例第7条第6号（行政運営情報）該当性について

本件処分については、上記(1)により結論において妥当である旨述べたところであり、その余の点について判断する必要はないが、処分理由の条例第7条第6号該当性について、念のため、これについても言及しておく。

条例第7条第6号は、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示情報とする旨規定されている。

本件文書の処分理由欄には、職員の懲戒処分等の適否や量定を審査する際の着眼点となる情報が記載されており、被処分者に係る未公表の情報については、公にすると、今後の懲戒処分等の人事管理の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示部分のうち処分理由については、条例第7条第6号の規定に該当するものと認められる。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、平成18年12月25日付け記者発表資料「県立高校における必履修科目の未履修に関する職員の処分について」と題する文書が、本件開示請求に係る対象公文書に相当する文書であると主張している。

これに対し実施機関は、当該文書は県民の利用に供することを目的として情報公開総合窓口にも備え付けられていたものであり、条例上の公文書ではないと説明する。

開示請求の対象となる条例上の公文書については、条例第2条第2項で規定されており、「県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの」は、同項ただし書第2号の規定により条例上の公文書から除外されている。

当該文書は、実施機関が平成18年12月25日に行った記者発表時に各報道機関に配布されるとともに、一般県民の閲覧に供するため情報公開総合窓口にも備え付けられていたことから、条例第2条第2項ただし書第2号の規定に該当し、条例上の公文書には該当しないものと認められ、異議申立人の主張には理由がない。

また、異議申立人は、「被処分者は当該処分を納得して受け入れているのであるから公開

を妨げる要因はない」「虚偽の教育課程を編成した県立高校の校長又は教頭と管理監督責任のある教育委員会事務局職員との間で開示内容に差を設ける理由はない」と主張するが、開示、非開示の決定は、あくまで条例の規定に即して判断されるべきものであり、その主張は失当である。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別紙3のとおりである。

別紙 1 異議申立ての趣旨及び理由

- 1 被処分者は当該処分を納得して受け入れているのであるから、公開を妨げる要因はない。
- 2 虚偽の教育課程を編成した県立高校の校長又は教頭と管理監督責任のある教育委員会事務局職員との間で、開示内容に差を設ける理由はない。
- 3 平成18年12月25日付け記者発表資料「県立高校における必履修科目の未履修に関する職員の処分について」や同日付けで教育長から県立学校長あてに発出された学第4052号「教育課程の適切な実施について（通知）」などの文書で処分内容については公表されている。
- 4 上記3に掲げる文書のうち記者発表資料は、本件開示請求の対象文書に相当するものであるが、実施機関は本件開示請求の対象文書として特定せず、開示を行わなかった。このことは、情報公開条例の趣旨に照らして極めて不適切で怠慢の実例であり、実施機関及び情報公開担当部署においては嚴重に反省するとともに、再発防止に向けた施策を講じるよう申し入れる。
- 5 以上のことから、本件処分を取り消し、非開示部分はすべて開示すべきである。

別紙2 実施機関の非開示理由説明

本件処分において非開示とした情報は、被処分者（一部の者を除く。）の氏名、その個人が特定される所属名・職名等（以下「氏名等処分情報」という。）及び処分理由であるが、これらは以下に述べるとおり、条例第7条第2号又は同条第6号に該当する。

1 氏名等処分情報について

（1）条例第7条第2号本文の該当性

氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白であり、所属名、職名及び任命権者名については、それだけでは個人が識別できる情報ではないが、本件に係る開示部分等と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができることから、氏名等処分情報は、同号本文に該当する。

（2）条例第7条第2号ただし書の非該当性

ア ただし書ア

氏名等処分情報を開示すべきとする法令はなく、また、これまで公表などをしておらず、慣行として公にされていたとはいえない。また、今後当該情報を改めて公表する必要性もないことから、公にすることが予定されている情報にも当たらない。

イ ただし書イ

氏名等処分情報は、教職員の身分取扱い上の処遇に関するものであり、これらを公開することに個人の権利利益を上回る公益性は認められない。

ウ ただし書ウ

一般に、人事管理上作成される公務員の懲戒処分等（嚴重書面訓告、書面訓告、口頭訓告及び所属長注意を含む。）に関する公文書に記録されている氏名等処分情報は、公務に関連する情報ではあるが、個人の資質、名誉に係る当該公務員固有の情報というべきものであって、被処分者としては、一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望んでいるのが通常である。このように懲戒処分等は、公務員の職務遂行過程における行為をその原因とするものであるが、それに係る氏名等処分情報は、被処分者にとっては、勤務成績や処分歴など身分取扱いという私事に関するものであるから、職務遂行に係る情報に当たらない。

（3）開示した氏名等処分情報について

本件開示請求の対象となった懲戒処分等については、平成18年12月25日にこれを行い、同日その概要を公表した。本件開示請求があったのは、この翌日であり、公表内容から判る一部被処分者に係る氏名等処分情報は、この時点では公知性を否定できず、条例第7条第2号ただし書アに該当することから、開示したものである。

2 処分理由について

（1）条例第7条第2号の該当性

処分理由には、所属、職名及び所属に在職した年度を含む非違行為等の内容が一体的なものとして記載されており、これらは、それだけでは個人を識別することができる情報ではないが、本件に係る開示部分等と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができ

るものであるから、上記 1 (1) 及び (2) で説明したとおり、同号本文に該当し、同号ただし書には該当しない。

(2) 条例第 7 条第 6 号の該当性

処分理由には、当該懲戒処分等の適否や量定を教育委員会で審査する際の着眼点となる被処分者に係る未公表の情報を含んでいる。こうした未公表の詳細な審査情報を公にすると、その行為に対する評価の程度や判断の状況など、身分取扱いの具体的な実態が明らかになり、今後の懲戒処分等人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、同号に該当する。

別紙3 審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成19年 3月 1日	諮問書を受理
平成20年 3月 3日	実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼
平成20年 3月14日	非開示理由説明書を受理
平成20年 3月21日	異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼
平成20年 6月 3日 (第56回審査会)	審議
平成20年 7月 8日 (第57回審査会)	実施機関から非開示理由説明を聴取 審議
平成20年 8月11日 (第58回審査会)	審議
平成20年 9月 8日 (第59回審査会)	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
大 坪 健	弁護士	会長職務代理
小 室 修	富山県商工会議所連合会常任理事	
三 賀 孝 治	北日本新聞社論説委員長	
八 木 保 夫	富山大学経済学部教授	会 長
米 田 育 代	富山県労働委員会委員	